予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:総務費 項:防災費 目:消防指導費

事業名 緊急消防援助隊等訓練費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 企画係 電話番号:058-272-1111 (内 2475)

E-mail: c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

1.528 千円 (前年度予算額:1.537 千円)

<財源内訳>

		財		財	源		内	訳			
区分事業費	国 庫	分担金	使用料	財	産	少 74.人	7 0 114	旧 生	_	般	
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	財	源
前年度	1,537	0	0	0		0	0	0	0	1,	537
要求額	1,528	0	0	0		0	0	0	0	1,	528
決定額	1,528	0	0	0		0	0	0	0	1,	528

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・県内における直下型地震、東海地震及び東南海・南海地震など大規模地震 災害の発生が懸念されており、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図るこ とが県の防災力の向上に直結している。このため、緊急消防援助隊岐阜県 隊の登録隊数をR5末までに149隊へ増隊するとともに、緊急消防援助 隊の県隊訓練を実施により練度向上を図る。
- ・緊急消防援助隊"岐阜県大隊"が円滑かつ安全に活動することができる支援体制を構築するため、県が積極的に岐阜県大隊の後方支援に関与し、消防本部相互のみならず、県も加わった密接な連携の強化を図り、県全体で緊急消防援助隊の活動を支援していく。

(2) 事業内容

- ①緊急消防援助隊訓練負担金
 - · 時期:令和3年秋頃(予定)
 - ・会場:中濃・飛騨地域(毎年、5圏域の持ち回りで会場を確保)
 - ・内容:県内の全消防本部が参加し、他の部隊と連携を確認し合い、合同で 参集訓練、消火、救助、救急等の各種部隊運用訓練、県も参加する情報伝 達訓練等を実施。

②緊急消防援助隊全国合同訓練

・時期:令和3年10月、11月(全国合同訓練は5年に1回開催)

•会場:静岡県

・内容:各県が県内の消防本部の中から県隊を組織し、部隊参集訓練、部隊

運用訓練及び野営訓練等を実施

③岐阜県大隊の後方支援

緊急消防援助隊は、都道府県大隊として活動することが基本であり、交替要員の輸送、資器材の輸送、食糧の調達等についても、消防本部ごと個別に対応するのではなく、都道府県大隊として一括して行うことが効率的で統一性が確保できることから、部隊を有しない県の役割として、食糧の調達等の後方支援に積極的に関与していく。

(3) 県負担・補助率の考え方

緊急消防援助隊岐阜県大隊の活動に資するもの。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細			
需用費	753	緊急消防援助隊岐阜県大隊の活動支援			
役務費	165	資機材点検			
備品購入費	260	充電式保冷温庫、バッテリー、充電式ファン			
負担金	350	緊急消防援助隊訓練負担金			
合計	1,528				

決定額の考え方

4 参考事項

都道府県の後方支援活動

- ・消防庁が平成24年11月に緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱を改正し、 部隊派遣を伴わない都道府県による後方支援活動にかかる費用を交付対象 に加えたことで、都道府県が積極的に後方支援に関与する環境が整えられた。
- ・緊急消防援助隊活動費負担金は、地方公共団体が緊急消防援助隊の活動のために支出した経費の全額を国が負担するもので、地方公共団体からの実績報告に基づき国から負担金が支払われる。
 - ※都道府県の積極的関与については、緊急消防援助隊広域活動拠点に関する 調査報告書(平成25年4月消防庁)の緊急消防援助隊の後方支援のあり 方の中で示されている。

事業評価調書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

緊急消防援助隊の登録目標隊数に向け計画的な登録申請を行うとともに、 東日本大震災における活動経験を踏まえ、毎年、定期的に全消防本部が参加 する訓練を実施し、県内消防本部との連絡体制の確認や応援活動時の連携強 化、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	目標	達成率
緊急消防援助隊	0 隊	139 隊	140 隊	145 隊	149 隊	97.3%
登録隊数	(H7)	(H30)	(H31)	(R2)	(R5)	

〇指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- ○岐阜県緊急消防援助隊訓練

岐阜県消防長会が主催し、県内消防本部との連絡体制の確認や応援活動 時の連携強化を目的に開催。県からは岐阜県隊の支援として、情報伝達要 員として訓練に参加した。

○緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練

全国6ブロックにおいて、消防庁が主催し、全国の自治体及び消防機関の協力により、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に部隊参集訓練、部隊運用訓練及び野営訓練等を実施。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

訓練を実施し、緊急消防援助隊の部隊運用や連携体制の重要性などの検証を行うことで、緊急消防援助隊の連携活動能力の向上が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

大規模災害が発生した場合に、県隊として一括して交代要員の輸送、資機材調達を行うことは、効率的な活動体制の維持に欠かせないものである。

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

御嶽山噴火災害(平成26年9月27日発災)においては、消防庁の応援要請を受け、登録隊の中から県隊を編成し、円滑な捜索救助活動を展開することができた。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

東日本大震災(平成23年3月11日発災)においては、緊急 消防援助隊岐阜県隊の後方支援として、県が交替要員の輸送用バ スの一括調達を実施した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

東海・東南海・南海の三連動型地震や阿寺断層を始めとした県内にある活断層による直下型地震など、岐阜県内で大規模災害が発生するおそれがあるため、これらの災害を想定した効果的な訓練を継続的に行い、隊員・関係職員の練度の維持や体制強化を図っていく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後とのように取り組むのか

大規模災害の発生に備え、引き続き、緊急消防援助隊の活動効率等の充実 を図るべく、後方支援を展開していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	